



PwC Thailand Tax Alert

#02/2025

タイ歳入局通達 Paw. 164／2568 のご案内：
VAT の課税対象外事業における仕入 VAT の
配分



タイ歳入局通達 Paw. 164／2568 のご案内： VAT の課税対象外事業における仕入 VAT の配分

概要

2025 年 2 月 5 日、タイ歳入局はタイ国外で商品を販売する事業者に対する付加価値税 (Value-Added Tax: 以下、「VAT」) について、歳入局通達 Paw. 164／2568 を公布しました。本通達は、1999 年 9 月 2 日付の歳入局通達 Paw. 89／2542 を改正したもので、タイ国外で商品を販売する VAT 登録事業者向けに、VAT 課税事業と VAT 非課税事業に共通して発生した仕入 (Input) VAT の配分について追加ガイダンスを公表しています。

当該追加ガイダンスでは、VAT 登録事業者は、まず共通費に係る仕入 VAT 発生額から VAT の課税対象外である事業活動から発生する収益の比率に相当する仕入 VAT を除外しなければならないと規定されています。この除外後、VAT 登録事業者は残余分の共通費に係る仕入 VAT を、状況に応じて歳入法典第 82 号第 3 項に従い月次の VAT 申告で売上 (Output) VAT から控除するために使用するか、または歳入法典第 82 号第 6 項に従い仕入 VAT の配分計算に使用します。

© 2025 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

PwC の見解:

- 当該追加ガイダンスは、2025 年 2 月度以降の月次 VAT 申告から適用されると予想されています。
- 規定に従い、VAT の課税対象外となる事業からの収益に関連する共通費に係る仕入 VAT は、年次ではなく月次で控除が必要があります。この手続きには、1) VAT 課税対象外事業、2) VAT 課税対象事業、3) VAT 非課税事業から発生する収益の月次データを収集する必要があります。これは、歳入法典第 82 号第 6 項および VAT に関する歳入局長通達(第 29 号)に基づく、VAT 課税対象事業および VAT 非課税事業の仕入 VAT の配分計算とは明確に異なります。
- 歳入局通達 Paw. 164/2568 は、特にタイ国外で商品を販売する事業に対して言及していますが、本規則がその他の VAT 課税対象外の事業にも適用されるかは疑問です。歳入局からの更なる詳細の公表を注視する必要があります。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



**Orawan Fongasira
Tuttapong Kritiyutanont
Ornnattha Sabyeroop**

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志 (0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

中雄 俊和 (0 2844 1559/Mobile:06 25907638)
toshikazu.n.nakao@pwc.com

武藤 慎也 (0 2844 1553/Mobile:06 25907619)
shinya.m.muto@pwc.com

山鳥 達彦 (0 2844 1276/Mobile:06 32706830)
tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com

福井 情美 (0 2844 1321)
motomi.fukui@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。



© 2025 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.